

役員報酬規程

(総則)

第一条 この規程は特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（以下、「当法人」という）の定款第 19 条第 3 項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償等に関して、基本事項を定める。

(報酬)

第二条 当法人の役員には、当分の間報酬の支給は行わないものとする。

2 前項の規程にかかわらず、役員には、理事会の決議を経て、定款第 19 条第 1 項に基づき、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬をうけることができる。

(費用弁償)

第三条 当法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する旅費（別に定める内国旅費規程、外国旅費規程に基づく。）及び手数料等の経費をいう。）については、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第四条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(補足)

第五条 この規程に定めるもののほか必要な事項は代表理事が別に定める。

附則

1. この規程は 2013 年度第 4 回理事会の承認を経て、2014 年 3 月 5 日から施行する。
2. この規程は 2020 年度第 2 回理事会の承認を経て、2020 年 6 月 1 日から施行する。

給与規程

特定非営利活動法人
ジャパン・プラットフォーム

給 与 規 程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この給与規程（以下、規程という。）は、就業規則第 4 7 条（賃金）の定めに基づき、職員の給与に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、就業規則第 5 条（適用範囲）に定める職員に適用する。但し、パートタイマー、アルバイト等については別に定める個別労働契約によるものとする。

(給与の原則)

第 3 条 給与は職員の遂行した職務の質と量および責任の度合いとに応じて支払うことを原則とする。

第 2 章 賃 金

第 1 節 賃金の支払いと計算

(賃金の支払方法)

第 4 条 賃金は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、法令で定められたもの、および職員の過半数の代表と協定したものは控除する。なお、職員の同意を得た場合は、本人の指定する金融機関等の口座への振込みにより賃金の支払いを行う。

(賃金の控除)

第 5 条 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (ア) 源泉所得税
- (イ) 住民税
- (ウ) 健康保険および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (エ) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (オ) その他、職員過半数の代表者と協定したもの

(賃金の計算期間および支払日)

第 6 条 賃金は、毎月末をもって締切り、当月初よりその月の月末までの分を翌月の 1 5 日に支払う。ただし、賃金支払日が休日にあたるときは、その前日に支払う。

- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、職員（本人が死亡したときは、その職員の遺族又はその職員の収入によって生計を維持されていた者。）の請求により、賃金支払日以前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。但し、本人死亡の時の支払を受けるべき順位は、法令の定めるところによる。

- (ア) 本人の死亡、退職、解雇のとき
- (イ) 本人またはその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼または葬儀など臨時の費用に充てるとき
- (ウ) その他特別の事情がある場合で、J P F が必要と認めたとき

(賃金の計算方法)

第 7 条 賃金計算期間の途中に入社、退職、休職または復職した場合は、その月の賃金を次の算式により日割計算して支払う。但し、通勤手当については、第 1 4 条第 2 項ただし書に定める通りとする。

(基本給＋諸手当)

―― × 出勤日数

月間平均所定労働日数

(欠勤等の扱い)

第 8 条 欠勤、については、次の算式により算出した額を差し引くものとする。但し、賃金計算期間の

全部を休業した場合は、賃金月額の前払額を全額を支給しないものとする。

基本給

× 不就労日数

月間平均所定労働日数

(遅刻等の扱い)

第 9 条 遅刻、早退および私用外出をした場合の時間については、原則、差し引かないものとする。
但し、1ヶ月の遅刻、早退及び私用外出の合計時間数が、1日の所定労働時間以上となったときは、所定労働時間単位ごとに次の算式により算出した額を差し引くものとする。

基本給

× 不就労日数相当日数

月間平均所定労働日数

(休暇休業等の賃金)

第 10 条 年次有給休暇および就業規則第 43 条（特別休暇）の（ア）から（エ）ならびに（ク）に定める特別休暇の期間は、所定労働時間の勤務をしたときに支払われる通常の賃金を支給する。

2 次の休暇および休業期間等は無給とする。

（ア） 産前産後休業

（イ） 育児・介護休業期間

（ウ） 育児時間

（エ） 生理日の措置の日または時間

（オ） 母性健康管理のための休暇等の時間

（カ） 就業規則第 51 条（休職期間）に定める休職期間

3 JPF の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均賃金の 6 割とする。

4 前項に定める平均賃金は、法令で定める方式により算出した金額とする

第 2 節 月例賃金

(給与の構成)

第 11 条 給与の構成は次の通りとする。

給与	基本給	基礎給	
		職能給	
		役割給	
	超過勤務手当	時間外手当	時間外保障手当
			時間外保障超過手当
		深夜手当	
		休日手当	
	基準外手当	家族手当	
		通勤手当	
		単身赴任手当	
	基準内手当	海外勤務手当	
		ハードシップ手当	
		在宅勤務手当	
		その他手当	

(基本給)

第 12 条 基本給とは、基礎給、職能給、役割給で構成する。

2 基本給は、JPF の支払い能力、職務遂行能力、職責などを総合的に考慮して、雇用契約締結の際に所定の手続きをもって決定する。

（ア） 基礎給 就業規則第 29 条に定める労働時間に対して支払われる賃金（別表 1）

（イ） 職能給 資格等級及び資格階級に応じて支払われる賃金（別表 2）

（ウ） 役割給 役割等級及び役割階級に応じて支払われる賃金（別表 3）

(家族手当の支給範囲)

第13条 職員が次の各号に掲げる家族を扶養しているときは、家族手当を支給する。

- (ア) 配偶者(内縁を含まない。) 月額13,000円
- (イ) 満22歳未満の子(ただし、同一戸籍内にある者。)
 - 扶養第1位の子 月額6,000円
 - 扶養第2位以降の子 月額5,000円

- 2 前項の家族手当は、その月の1日現在の扶養家族につき支払うものとし、その月の月の全就業日を欠勤した場合は、これを支給しない。
- 3 扶養家族に異動が生じた場合は、異動の事実を証明する書類を添付し、2週間以内に届出なければならない。届出を怠った場合は、増額の分については届出の翌月より支払い、減額の分については過払分を返還しなければならない。

(通勤手当)

第14条 通勤に電車、バス等の交通機関を利用する職員に対しては、通勤に係る実費を支給する。なお、1ヶ月の定期代相当額の通勤手当を超える場合は、1ヶ月の定期代相当額を支給する。但し、通勤の経路および方法は、最も合理的かつ経済的であると会社が認めたものに限ることとし、1ヵ月5万円を限度に支給する。

- 2 前項に規定する通勤手当は、支給事由が発生した月から、支給事由が消滅した月まで支給するものとする。ただし、賃金計算期間の途中に入社、退職、休職または復職した場合における当該事由の発生した月の通勤手当の額は、実費をもって計算する。
- 3 通勤経路を変更するとき、または通勤距離に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 前項の届出を怠ったとき、または不正の届出により通勤手当その他の賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則第78条(懲戒の事由)に基づき制裁処分を行うことがある。

(単身赴任手当)

第15条 国内赴任規程及び海外勤務規程に定める各事業所への赴任の際に、同居の家族を帯同せず、職員が単独で赴任する場合は、当該家族に対し月額15,000円の単身赴任手当を支給する。

(海外勤務手当)

第16条 海外勤務規程に定める海外勤務者に対し、月額10,000円の海外勤務手当を支給する。

(ハードシップ手当)

第17条 海外勤務規程に定める海外勤務者に対し、海外勤務規程に定める赴任地域に応じて、ハードシップ手当を支給する。

- (ア) 地域A 月額30,000円
- (イ) 地域B 月額20,000円
- (ウ) 地域C 月額10,000円

(在宅勤務手当)

第18条 JPFが在宅勤務者として承認した者に対し、在宅勤務に伴って発生する光熱費、通信費、在宅勤務環境の整備費用等の補助を目的とする在宅勤務手当を月額3,000円支給する。

(超過勤務手当)

第19条 超過勤務手当とは、時間外手当、深夜手当、休日手当をいう。ただし、就業規則第40条(管理者の適用除外)に該当する者は、その時間外、休日に関する割増賃金は適用しない。

- (ア) 時間外手当
 - 時間外手当とは、時間外保障手当、時間外保障超過手当をいう。
 - ① 時間外保障手当
 - 以下の算式により算出した額を時間外勤務保障手当として支給する。

(基本給+基準内手当)

$$\frac{\text{基本給+基準内手当}}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.00 \times 20\text{時間}$$

- ② 時間外保障超過手当

以下の算式により算出した額が、前号で定めた時間外勤務保障手当の額を超過した場合、その差額を時間外勤務保障超過手当として支給する。

1日の労働時間が8時間超えの時間外労働時間数

$$\frac{(\text{基本給} + \text{基準内手当})}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

(イ) 休日手当

各月の所定労働日数以上労働させたときは、次の算式により算出した休日手当を支給する。

① 法定の休日勤務の場合

$$\frac{(\text{基本給} + \text{基準内手当})}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日出勤労働時間数}$$

② 法定以外の休日勤務の場合

$$\frac{(\text{基本給} + \text{基準内手当})}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{休日出勤労働時間数}$$

(ウ) 深夜手当

深夜時間帯（22時から5時まで）に労働させたときは、次の算式により算出した深夜手当を支給する。

$$\frac{(\text{基本給} + \text{基準内手当})}{\text{月間所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$$

(賃金の改定)

第20条 賃金の改定については、雇用契約締結および雇用条件提示の際に行うものとする。

2 JPFの事情および社会情勢の変化によっては、職員に一律降給を行うことがある。

第3章 賞与

(賞与)

第21条 JPFは、各期の業績等を勘案して、支給時に在職している職員に対し、賞与を支給することがある。但し、JPFの業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または支給しないことがある。

2 賞与は、所定の手続きに基づき支給する。

3 賞与支給額は基礎給を基本として算出する

(附 則)

- 1 この規程は2009年4月1日から施行する。
- 2 この規程は2010年4月1日に一部改正する。
- 3 この規程は2012年1月1日に一部改正する。
- 4 この規程は2012年9月1日に一部改正する。
- 5 この規程は2013年4月1日に一部改正する。
- 6 この規程は2016年7月1日に一部改正する。
- 7 この規程は2017年7月1日に一部改正する。
- 8 この規程は2023年4月1日に一部改正する。

別表 1：基礎給

職層	職位	資格等級	金額
管理職	部長・副部長	M 4	316,000～321,000
一般職	リーダー	G 3	276,300～297,600
	スタッフ	G 2・G 1	185,000～260,100

別表 2：職能給

資格等級	階級（レンジ）	金額
M 4	2 7～3 2	60,000～81,000
G 3・G 2・G 1	1－2 6	1,700～57,000

別表 3：役割給

役割等級	階級（レンジ）	金額
J G－2・1	Y 1～Y 6	25,000～30,000
J G－A	1 9－2 6	7,200～9,800
	1－1 8	300～6,800

*基礎給・職能給・役割給は、年度ごとに改定することを考慮する

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	事業年度	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
-----	------------------------	------	--------------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
会費収入	19,815,000 円
受取補助金等収入	5,940,658,101 円
受取寄付金等収入	1,480,298,500 円
その他の事業費収入	4,686,628 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	7,445,458,229 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		5,652,433,000 円	受取補助金
		302,330,146 円	受取助成金
		200,000,000 円	受取寄付金
		92,177,320 円	受取寄付金
		30,000,000 円	受取寄付金
		30,000,000 円	受取寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		1,525,322,232 円	助成金
		827,154,677 円	助成金
		642,722,611 円	助成金
		540,078,050 円	助成金
		505,329,654 円	助成金

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲 渡 資 産 の 内 容	譲 渡 年 月 日	譲 渡 価 格	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		ファンドレイジングアドバイザー 業務委託費	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	1,610,110 円	業務委託契約書に基づく、月額 128,170 円+交通費実費
		法的アドバイス	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	396,000円	法律顧問契約書に基づく、月額 33,000 円
		法律相談	令和5年9月12日	220,000 円	請求書に基づく
		委員会謝金	令和5年11月14日	15,000 円	原子力災害下の支援ガイド策定プロジェクト実行委員会謝金
		講師謝金	令和5年9月15日 令和6年2月21日日	33,532 円	講師謝礼
		委員会謝金	令和5年11月14日	15,000 円	原子力災害下の支援ガイド策定プロジェクト実行委員会謝金
		登壇	令和5年4月16日 令和5年4月17日	80,000 円	登壇謝礼 諸謝金
		講師	令和5年11月30日	10,000 円	講師謝礼 諸謝金
		講師	令和5年10月23日	10,000 円	講師謝礼 諸謝金
		委員謝金	令和5年4月21日～ 令和5年5月18日	20,000 円	事業審査委員謝金
		委員謝金	令和5年5月18日～ 令和6年3月11日	40,000 円	事業審査委員謝金

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
該当なし					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
34 人	162,409,472 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
(別紙参照)			7,423,111,611 円	助成金
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	7,423,111,611 円	

6 海外への送金等に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日〕

[illegible]

5 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の 目的等	支出した 寄附金額
令和5年4月8日			助成金	16,415,520円
令和5年4月9日			助成金	53,771,036円
令和5年4月9日			助成金	20,000,000円
令和5年4月9日			助成金	36,000,000円
令和5年4月9日			助成金	43,333,333円
令和5年4月12日			助成金	47,046,034円
令和5年4月30日			助成金	2,953,966円
令和5年5月10日			助成金	78,964,701円
令和5年5月10日			助成金	44,838,013円
令和5年5月10日			助成金	50,961,987円
令和5年5月10日			助成金	2,697,000円
令和5年5月12日			助成金	81,688,836円
令和5年5月12日			助成金	87,992,033円
令和5年5月14日			助成金	2,326,972円
令和5年5月31日			助成金	80,000,000円
令和5年6月1日			助成金	2,428,000円
令和5年6月3日			助成金	3,000,000円
令和5年6月14日			助成金	14,729,120円
令和5年6月14日			助成金	4,500,000円
令和5年6月14日			助成金	19,929,117円
令和5年6月16日			助成金	2,758,000円
令和5年6月16日			助成金	1,195,000円
令和5年6月16日			助成金	3,000,000円
令和5年6月16日			助成金	5,000,000円
令和5年6月17日			助成金	31,163,786円
令和5年6月23日			助成金	47,039,867円
令和5年6月23日			助成金	51,394,447円
令和5年6月25日			助成金	27,122,660円
令和5年6月30日			助成金	20,000,000円
令和5年7月9日			助成金	3,275,113円
令和5年7月9日			助成金	20,673,219円
令和5年7月14日			助成金	41,677,500円
令和5年7月14日			助成金	2,697,000円
令和5年7月14日			助成金	2,438,000円
令和5年7月19日			助成金	5,453,800円
令和5年7月14日			助成金	1,196,000円
令和5年7月19日			助成金	13,933,688円
令和5年7月20日			助成金	8,000,000円
令和5年7月26日			助成金	67,989,930円
令和5年7月26日			助成金	30,000,000円
令和5年7月29日			助成金	66,870,049円
令和5年7月29日			助成金	40,700,000円
令和5年7月29日			助成金	79,340,325円
令和5年7月29日			助成金	5,000,000円
令和5年7月29日			助成金	36,301,760円
令和5年7月30日			助成金	78,140,863円
令和5年8月2日			助成金	12,760,000円
令和5年8月10日			助成金	88,791,264円
令和5年8月16日			助成金	35,193,145円
令和5年8月16日			助成金	91,672,992円
令和5年8月19日			助成金	39,320,026円
令和5年8月23日			助成金	30,000,000円
令和5年8月23日			助成金	15,337,901円
令和5年8月23日			助成金	14,153,193円
令和5年8月30日			助成金	13,684,736円
令和5年8月30日			助成金	30,000,000円
令和5年9月1日			助成金	34,000,710円
令和5年9月1日			助成金	76,360,204円
令和5年9月3日			助成金	30,000,000円

5 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の 目的等	支出した 寄附金額
令和5年9月3日			助成金	43,354,565円
令和5年9月6日			助成金	30,000,000円
令和5年9月7日			助成金	13,038,000円
令和5年9月10日			助成金	30,000,000円
令和5年9月13日			助成金	5,000,000円
令和5年9月10日			助成金	44,165,694円
令和5年9月16日			助成金	13,313,949円
令和5年9月22日			助成金	30,000,000円
令和5年9月24日			助成金	32,994,234円
令和5年10月1日			助成金	30,000,000円
令和5年10月1日			助成金	382,009円
令和5年10月7日			助成金	23,663,074円
令和5年10月7日			助成金	38,114,540円
令和5年10月7日			助成金	30,000,000円
令和5年10月7日			助成金	30,000,000円
令和5年10月7日			助成金	61,594,950円
令和5年10月7日			助成金	27,122,348円
令和5年10月7日			助成金	2,612,512円
令和5年10月15日			助成金	49,973,412円
令和5年10月15日			助成金	63,120,724円
令和5年10月18日			助成金	2,280,397円
令和5年10月18日			助成金	44,702,662円
令和5年10月20日			助成金	5,394,225円
令和5年10月19日			助成金	23,432,382円
令和5年10月22日			助成金	41,882,122円
令和5年10月28日			助成金	30,000,000円
令和5年11月1日			助成金	30,000,000円
令和5年11月1日			助成金	43,428,824円
令和5年11月2日			助成金	30,000,000円
令和5年11月2日			助成金	87,684,864円
令和5年11月4日			助成金	68,503,800円
令和5年11月8日			助成金	12,279,000円
令和5年11月8日			助成金	39,955,445円
令和5年11月9日			助成金	30,000,000円
令和5年11月11日			助成金	58,277,346円
令和5年11月16日			助成金	40,755,340円
令和5年11月24日			助成金	60,000,000円
令和5年11月16日			助成金	30,000,000円
令和5年11月16日			助成金	11,863,360円
令和5年11月16日			助成金	56,674,615円
令和5年11月16日			助成金	13,505,673円
令和5年11月24日			助成金	32,702,373円
令和5年11月24日			助成金	24,996,312円
令和5年11月29日			助成金	61,650,000円
令和5年11月30日			助成金	30,000,000円
令和5年11月30日			助成金	30,000,000円
令和5年11月30日			助成金	79,846,540円
令和5年11月30日			助成金	30,000,000円
令和5年12月1日			助成金	59,801,186円
令和5年11月30日			助成金	30,010,386円
令和5年12月1日			助成金	30,000,000円
令和5年12月1日			助成金	12,705,500円
令和5年12月1日			助成金	2,438,000円
令和5年12月1日			助成金	79,989,775円
令和5年12月3日			助成金	30,000,000円
令和5年12月7日			助成金	44,510,054円
令和5年12月13日			助成金	4,877,306円
令和5年12月9日			助成金	59,998,467円
令和5年12月13日			助成金	54,588,406円
令和5年12月14日			助成金	9,254,400円
令和6年1月5日			助成金	66,000,000円
令和6年1月5日			助成金	59,991,179円

5 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の 目的等	支出した 寄附金額
令和 6 年1月14日			助成金	49,999,968円
令和 6 年2月15日			助成金	30,000,000円
令和 6 年2月15日			助成金	2,392,000円
令和 6 年2月17日			助成金	30,000,000円
令和 6 年2月16日			助成金	12,456,618円
令和 6 年2月16日			助成金	30,000,000円
令和 6 年2月17日			助成金	48,843,575円
令和 6 年2月24日			助成金	1,700,000円
令和 6 年2月24日			助成金	51,324,215円
令和 6 年2月24日			助成金	68,711,594円
令和 6 年3月1日			助成金	27,635,900円
令和 6 年3月2日			助成金	46,552,870円
令和 6 年3月7日			助成金	2,446,075円
令和 6 年3月9日			助成金	39,993,786円
令和 6 年3月11日			助成金	149,993,041円
令和 6 年3月18日			助成金	99,991,204円
令和 6 年3月30日			助成金	30,000,000円
令和 6 年3月30日			助成金	5,000,000円
令和 6 年3月30日			助成金	3,000,000円
令和 6 年3月30日			助成金	1,803,988円
令和 6 年3月30日			助成金	5,000,000円
令和 6 年3月30日			助成金	48,937,481円
令和 6 年3月30日			助成金	55,001,775円
令和 6 年3月31日			助成金	79,998,304円
令和 6 年3月31日			助成金	5,000,000円
令和 6 年3月31日			助成金	19,350,000円
令和 6 年3月31日			助成金	127,237,949円
令和 6 年2月6日			助成金	13,038,700円
令和 6 年2月14日			助成金	149,986,800円
令和 6 年2月20日			助成金	9,990,000円
令和 6 年2月22日			助成金	5,000,000円
令和 6 年2月28日			助成金	4,992,600円
令和 6 年2月28日			助成金	4,994,320円
令和 6 年2月28日			助成金	12,760,000円
令和 6 年2月29日			助成金	45,406,633円
令和 6 年3月4日			助成金	10,000,000円
令和 6 年3月4日			助成金	10,197,997円
令和 6 年3月5日			助成金	9,513,442円
令和 6 年3月5日			助成金	44,395,370円
令和 6 年3月8日			助成金	24,997,800円
令和 6 年3月8日			助成金	56,559,846円
令和 6 年3月11日			助成金	68,125,065円
令和 6 年3月11日			助成金	135,318,283円
令和 6 年3月11日			助成金	37,086,086円
令和 6 年3月26日			助成金	209,013,524円
令和 6 年3月29日			助成金	73,215,659円
令和 6 年3月29日			助成金	82,992,591円
令和 6 年3月29日			助成金	77,537,347円
令和 6 年3月29日			助成金	53,064,654円
令和 6 年3月29日			助成金	66,566,131円
令和 6 年3月29日			助成金	62,345,654円
令和 6 年3月29日			助成金	84,277,964円
令和 6 年3月29日			助成金	42,162,349円
令和 6 年3月29日			助成金	43,438,463円
令和 6 年3月29日			助成金	42,432,188円
令和 6 年3月29日			助成金	52,649,427円
令和 6 年3月29日			助成金	50,957,492円
令和 6 年3月29日			助成金	30,571,348円
令和 6 年3月29日			助成金	24,456,437円
令和 6 年3月29日			助成金	63,725,356円
令和 6 年3月29日			助成金	4,309,940円
令和 6 年3月29日			助成金	32,442,376円
令和 6 年3月29日			助成金	28,607,016円

5 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の 目的等	支出した 寄附金額
令和6年3月29日			助成金	37,222,929円
令和6年3月29日			助成金	29,353,479円
令和6年3月29日			助成金	2,939,200円
令和6年3月29日			助成金	83,104,728円
令和6年3月29日			助成金	39,893,836円
令和6年3月29日			助成金	39,575,000円
令和6年3月29日			助成金	39,984,728円
令和6年3月29日			助成金	69,969,728円
令和6年3月29日			助成金	45,561,980円
令和6年3月29日			助成金	35,075,000円
令和6年3月29日			助成金	8,500,000円
令和6年3月29日			助成金	20,000,000円
令和6年3月29日			助成金	20,000,000円
令和6年3月29日			助成金	5,000,000円
令和6年3月28日			助成金	5,000,000円
令和6年3月29日			助成金	5,000,000円
令和6年3月29日			助成金	7,791,006円
合計				7,423,111,611円

6 海外への送金等に関する事項[⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
2023/4/10	業務委託料 USD 14,578.50-	1,947,979円
2023/4/11	セキュリティレポート EUR 800.00-	117,352円
2023/4/13	業務委託料 USD 1,298.50-	174,414円
2023/5/16	業務委託料 USD 5,008.50-	686,414円
2023/5/16	セキュリティレポート EUR 800.00-	119,632円
2023/5/30	業務委託料 USD 1,000.00-	141,270円
2023/6/8	業務委託料 USD 11,700.00-	1,649,700円
2023/6/12	セキュリティレポート EUR 800.00-	121,056円
2023/6/12	業務委託料 USD 4,452.00-	625,194円
2023/6/26	諸会費 EUR 1,000.00-	157,980円
2023/7/13	セキュリティレポート EUR 800.00-	124,768円
2023/7/25	業務委託料 USD 5,761.96-	821,540円
2023/8/9	業務委託料 USD 583.00-	84,220円
2023/8/9	業務委託料 USD 583.00-	84,220円
2023/8/9	業務委託料 USD 588.00-	84,942円
2023/8/16	業務委託料 USD 3,895.50-	571,547円
2023/8/16	セキュリティレポート EUR 800.00-	128,288円
2023/9/6	業務委託料 USD 1,213.00-	180,567円
2023/9/12	セキュリティレポート EUR 800.00-	127,368円
2023/9/20	業務委託料 USD 5,365.00-	798,526円
2023/9/20	業務委託料 USD 5,850.00-	870,714円
2023/9/22	業務委託料 USD 7,198.99-	1,070,273円
2023/10/12	セキュリティレポート EUR 800.00-	128,024円
2023/10/12	業務委託料 USD 7,049.00-	1,059,182円
2023/10/19	業務委託料 USD 1,213.00-	183,017円
2023/10/26	業務委託料 EUR 4,739.00-	759,187円
2023/10/26	諸会費 CHF 1,000.00-	168,360円
2023/11/17	業務委託料 USD 5,101.25-	774,165円
2023/11/17	セキュリティレポート EUR 800.00-	132,096円
2023/12/2	業務委託料 USD 2,424.00-	359,115円
2023/12/14	セキュリティレポート EUR 800.00-	125,328円
2023/12/14	業務委託料 USD 5,936.00-	851,756円
2024/1/11	セキュリティレポート EUR 800.00-	129,048円
2024/1/11	業務委託料 USD 5,365.00-	786,777円
2024/1/11	業務委託料 USD 12,000.00-	1,759,800円
2024/1/11	業務委託料 USD 1,300.00-	190,645円
2024/1/16	業務委託料 USD 5,565.00-	817,554円
2024/1/17	業務委託料 USD 13,586.00-	2,016,705円
2024/1/30	業務委託料 USD 10,650.00-	1,583,229円
2024/2/1	業務委託料 USD 10,750.00-	1,589,387円
2024/2/16	業務委託料 USD 6,770.75-	1,024,143円

6 海外への送金等に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日〕

実施日	使 途	金 額
2024/2/16	セキュリティレポート EUR 800.00-	130,600円
2024/3/13	業務委託料 USD 7,327.25-	1,088,316円
2024/3/13	セキュリティレポート EUR 800.00-	130,144円
2024/3/21	業務委託料 USD 12,000.00-	1,821,480円
2024/3/27	業務委託料 USD 10,650.00-	1,624,764円
2024/3/27	業務委託料 USD 4,777.00-	728,826円
合計		30,649,612円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム					チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓
イ						
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区 分		①	②	③	④	⑤
㉖	令和5年4月1日～令和6年3月31日	15人	0人	0%	0人	0%
㉗	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉘	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉙	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉚	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。 (例) 33.333...% → 33.3%						
ロ						
各社員の表決権が平等である		㉛	㉜	㉝	㉞	㉟
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次業）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役 員 数		15人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							
				①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	就任・退任 年月日
永井 秀哉		理事		○							H24. 5. 31 就任
上島 安裕		理事		○							R04. 5. 31 就任
秋元 義孝		理事		○							H28. 5. 30 就任
井川 紀道		理事		○							H19. 3. 6 就任
石川 光		理事		○							H29. 5. 31 就任
金原 主幸		理事		○							H28. 5. 30 就任
杉本 宏美 (天花寺宏美)		理事		○							H29. 5. 31 就任
堀江 良彰		理事		○							H30. 5. 30 就任

エディ 操		理事		○							R03. 5. 31 就任
濱田 敬子		理事		○							R03. 5. 31 就任
堀場 明子		理事		○							R03. 5. 31 就任
佐藤 抄		理事		○							R05. 5. 31 就任
鈴木 昭紀		理事		○							R05. 5. 31 就任
田中 英隆		監事		○							R03. 5. 31 就任
品田 和之		監事		○							R01. 5. 30 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

2024 年（令和 6 年）5 月 24 日

監事の監査報告書

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 秋元 義孝 殿

代表理事 上島 安裕 殿

監事 品田 和之

監事 田中 英隆

私たち監事は、特定非営利活動促進法 18 条の規定に基づき、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの 2023 年（令和 5 年）4 月 1 日から 2024 年（令和 6 年）3 月 31 日までの第 23 期の業務監査及び会計監査を行った。その結果を次のとおり報告する。

記

1. 監査の方法

(1) 業務監査（理事の業務執行状況に関する監査）

理事の業務執行の状況に関しては、理事会他の会議に出席し、執行状況と決裁書類等を閲覧した。必要と認められる場合には質問を行い、意見を聴取した。

(2) 会計監査（財産の状況に関する監査）

財産の状況に関する監査に当たっては、独立監査人と連携し、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書等）や帳簿等の閲覧、照合、及び質問を行った。

2. 監査の結果

(1) 理事の業務は適正に執行されており、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実はないと認める。

(2) 財務諸表は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠しており、収支計算書については規定どおり適正に作成され、法人の財産の状況を正しく示しているものと認める。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

代表理事 秋 元 義 孝 殿

代表理事 上 島 安 裕 殿

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の収支計算書（収支計算書に対する注記を含み、予算を除く。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の収支計算書が、全ての重要な点において注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「収支計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－収支計算書作成の基礎並びに配布及び利用制限

注記1に記載されているとおり、収支計算書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームが第23期事業年度の資金収支の状況を国税庁及び所轄庁に報告するために、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書はこれらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

その他の事項

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームは上記の収支計算書のほかに、2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度について、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠した貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下「財務諸表等」という。）及び財産目録を作成しており、当監査法人は、当該財務諸表等及び財産目録に対して、2024年5月17日に別途、監査報告書を発行している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した収支計算書を含む開示書類に含まれる情報のうち、収支計算書及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

収支計算書に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、注記 1 に記載された会計の基準に準拠して収支計算書を作成することであり、また、収支計算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支計算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

収支計算書を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき収支計算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

収支計算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体として収支計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から収支計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、収支計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 収支計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として収支計算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において収支計算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する収支計算書の注記事項が適切でない場合は、収支計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 収支計算書の表示及び注記事項が、注記 1 に記載された会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた収支計算書の表示、構成及び内容、並びに収支計算書が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

収 支 計 算 書

第23期

自 2023年4月1日
至 2024年3月31日

特定非営利活動法人
ジャパン・プラットフォーム



収支計算書

2023年 4月 1日から2024年 3月31日まで

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	18,625,000	19,815,000	1,190,000	
受取補助金等収入	5,954,434,000	5,940,658,101	△ 13,775,899	
受取寄付金等収入	1,684,600,000	1,480,298,500	△ 204,301,500	
その他の事業収入	606,000	4,686,628	4,080,628	
事業活動収入計	7,658,265,000	7,445,458,229	△ 212,806,771	
2. 事業活動支出				
事業費支出	8,244,879,000	7,809,744,180	435,134,820	
管理費支出	112,223,000	88,980,752	23,242,248	
その他の事業活動支出	0	287,438	△ 287,438	
事業活動支出計	8,357,103,000	7,899,012,370	458,090,630	
事業活動収支差額	△ 698,838,000	△ 453,554,141	245,283,859	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
固定資産売却収入	0	190,000	190,000	
投資活動収入計	0	190,000	190,000	
2. 投資活動支出				
固定資産取得支出	1,300,000	14,195,600	△ 12,895,600	
投資活動支出計	1,300,000	14,195,600	△ 12,895,600	
投資活動収支差額	△ 1,300,000	△ 14,005,600	△ 12,705,600	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出				
当期収支差額	△ 700,138,000	△ 467,559,741	232,578,259	
前期繰越収支差額	2,450,043,755	2,450,043,755	0	
次期繰越収支差額	1,749,905,755	1,982,484,014	232,578,259	

収支計算書に対する注記

1. 収支計算書の作成の基礎

収支計算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。

- (1) 収支計算書は、事業年度における全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。
- (2) 収支計算書の科目は、その性質を示す適用な名称で表示するものとする。
- (3) 収支計算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。
- (4) 収支計算書には、次の事項を注記するものとする。
 - (ア) 資金の範囲
 - (イ) 資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響
 - (ウ) 次期繰越収支差額に含まれる資産および負債の内訳
 - (エ) 科目間の流用及び予備費の使用があった場合には、当該科目及び金額
 - (オ) その他法人の収支の状況を明らかにするために必要な事項

なお、収支計算書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームが第23事業年度の資金収支の状況を国税庁及び所轄庁に報告するために作成するものであり、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。

2. 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収会費、未収金、前払金、貯蔵品、立替金、前払費用、外務省供与資金、事業特定寄付金、事業用資金、緊急災害支援基金、未払金、前受金、前受会費、預り金、預り返還金、賞与引当金、仮受金、未払消費税等を含めている。

3. 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科目	当期末残高
現金預金	1,055,803,670
未収会費	110,000
未収金	1,966,364
貯蔵品	159,850
立替金	14,000
前払費用	8,604,646
外務省供与資金	38,679,903
事業特定寄付金	656,855,237
事業用資金	303,611,178
緊急災害支援基金	97,503,162
合計	2,163,308,010
未払金	121,944,375
前受会費	100,000
預り金	3,864,993
預り返還金	40,407,954
賞与引当金	14,506,674
合計	180,823,996
次期繰越収支差額	1,982,484,014

4. 物品現物寄付収入を含む事業活動収入の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	金額
1. 事業活動収入	
1) 会費収入	(19,815,000)
2) 受取補助金等収入	(5,940,658,101)
3) 受取寄付金等収入	(1,480,694,500)
4) その他の事業収入	(4,686,628)
事業活動収入合計	7,445,854,229

編集者配信イベント

ステータス

タイムスタンプ

アドレス指定および表示済み

送信: 2024/05/16 14:03:50
表示: 2024/05/16 15:08:25
完了: 2024/05/16 15:18:06

署名グループ: AR_発行チェック② (東京)

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし) 使用IPアドレス:

電子記録および電子署名の開示条件:
DocuSignで設定されていません

代理人配信イベント

ステータス

タイムスタンプ

仲介者配信イベント

ステータス

タイムスタンプ

証明書付き配信イベント

ステータス

タイムスタンプ

表示

送信: 2024/05/17 12:00:18
表示: 2024/05/17 16:51:21

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)

使用IPアドレス:

認証の詳細

本人確認の詳細:

ワークフローID:

ワークフロー名: Phone Authentication

ワークフローの説明: Recipient will need to authenticate with their phone number via SMS or a phone call

固有なトランザクションID:

結果: 電話検証の成功

選択した方法: 電話

電話番号: 03-6261-4750

実行: 2024/05/17 12:37:14

本人確認の詳細:

ワークフローID:

ワークフロー名: Phone Authentication

ワークフローの説明: Recipient will need to authenticate with their phone number via SMS or a phone call

固有なトランザクションID:

結果: 電話検証の成功

選択した方法: 電話

電話番号: 03-6261-4750

実行: 2024/05/17 16:50:52

本人確認の詳細:

ワークフローID:

ワークフロー名: Phone Authentication

ワークフローの説明: Recipient will need to authenticate with their phone number via SMS or a phone call

固有なトランザクションID:

結果: 電話検証の成功

選択した方法: 電話

電話番号: 03-6261-4750

実行: 2024/05/17 16:59:37

電子記録および電子署名の開示条件:
DocuSignで設定されていません

カーボンコピーイベント

ステータス

タイムスタンプ

カーボンコピーイベント	ステータス	タイムスタンプ
	コピー済み	送信: 2024/04/30 18:14:05

署名グループ: AR_タイプ (東京)
セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)
電子記録および電子署名の開示条件:
DocuSignで設定されていません

	コピー済み	送信: 2024/04/30 18:14:09
-------------	-------	-------------------------

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)
電子記録および電子署名の開示条件:
DocuSignで設定されていません

	コピー済み	送信: 2024/05/17 12:00:17
-------------	-------	-------------------------

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)
電子記録および電子署名の開示条件:
DocuSignで設定されていません

立会人イベント	署名	タイムスタンプ
---------	----	---------

公証人イベント	署名	タイムスタンプ
---------	----	---------

エンベロープ概要イベント	ステータス	タイムスタンプ
--------------	-------	---------

エンベロープの送信	ハッシュ/暗号化済み	2024/04/30 18:14:07
エンベロープの更新	セキュリティ確認済み	2024/05/16 6:50:21
エンベロープの更新	セキュリティ確認済み	2024/05/16 6:50:21
エンベロープの更新	セキュリティ確認済み	2024/05/16 6:50:21
エンベロープの更新	セキュリティ確認済み	2024/05/16 6:50:21
エンベロープの更新	セキュリティ確認済み	2024/05/16 6:50:21
証明書付き配信	セキュリティ確認済み	2024/05/17 16:51:21
署名の完了	セキュリティ確認済み	2024/05/16 15:18:06
完了	セキュリティ確認済み	2024/05/17 16:51:21

支払いイベント	ステータス	タイムスタンプ
---------	-------	---------

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

代表理事 秋 元 義 孝 殿

代表理事 上 島 安 裕 殿

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

<財務諸表等監査>

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－財務諸表等の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財務諸表等は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事者の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜財産目録に対する意見＞

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2024年3月31日現在の第23期事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

強調事項－財産目録の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財産目録は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

配布及び利用制限

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書はこれらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

財 務 諸 表

第 2 3 期

自 2 0 2 3 年 4 月 1 日
至 2 0 2 4 年 3 月 3 1 日

貸借対照表
正味財産増減計算書
キャッシュ・フロー計算書

特定非営利活動法人
ジャパン・プラットフォーム



貸借対照表

2024年 3月31日現在

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,055,803,670	829,231,741	226,571,929
未収会費	110,000	0	110,000
未収金	1,966,364	9,380,538	△ 7,414,174
貯蔵品	159,850	219,430	△ 59,580
立替金	14,000	14,000	0
前払費用	8,604,646	7,506,104	1,098,542
流動資産合計	1,066,658,530	846,351,813	220,306,717
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
外務省供与資金	38,679,903	1,071,735,527	△ 1,033,055,624
事業特定寄付金	656,855,237	537,788,060	119,067,177
事業用資金	303,611,178	96,513,775	207,097,403
緊急災害支援基金	97,503,162	86,851,925	10,651,237
特定資産合計	1,096,649,480	1,792,889,287	△ 696,239,807
(2) その他固定資産			
建物付属設備	3,385,131	1,392,622	1,992,509
什器備品	18,663,690	13,160,058	5,503,632
ソフトウェア	0	3,094,200	△ 3,094,200
敷金	363,000	363,000	0
保証金	5,913,600	5,913,600	0
その他固定資産合計	28,325,421	23,923,480	4,401,941
固定資産合計	1,124,974,901	1,816,812,767	△ 691,837,866
資産合計	2,191,633,431	2,663,164,580	△ 471,531,149
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	121,944,375	111,647,265	10,297,110
前受会費	100,000	100,000	0
預り金	3,864,993	1,616,485	2,248,508
預り返還金	40,407,954	68,831,857	△ 28,423,903
賞与引当金	14,506,674	7,001,738	7,504,936
流動負債合計	180,823,996	189,197,345	△ 8,373,349
負債合計	180,823,996	189,197,345	△ 8,373,349
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
外務省供与資金	0	920,581,833	△ 920,581,833
事業特定寄付金	557,166,925	499,633,702	57,533,223
事業用資金	298,990,253	92,168,031	206,822,222
指定正味財産合計	856,157,178	1,512,383,566	△ 656,226,388
(うち特定資産への充当額)	(856,157,178)	(1,512,350,993)	(△ 656,193,815)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	1,154,652,257	961,583,669	193,068,588
(114,969,795)	(144,860,631)	(△ 29,890,836)	
正味財産合計	2,010,809,435	2,473,967,235	△ 463,157,800
負債及び正味財産合計	2,191,633,431	2,663,164,580	△ 471,531,149

正味財産増減計算書

2023年 4月 1日から2024年 3月31日まで

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	19,815,000	18,905,000	910,000
正会員受取会費	890,000	1,050,000	△ 160,000
賛助会員受取会費	18,925,000	17,855,000	1,070,000
受取補助金等	6,505,018,238	8,575,662,939	△ 2,070,644,701
受取外務省供与資金振替額	5,314,468,238	7,100,662,939	△ 1,786,194,701
受取外務省供与資金	1,190,550,000	1,475,000,000	△ 284,450,000
受取寄付金	1,230,728,044	677,341,003	553,387,041
受取事業特定寄付金振替額	1,187,450,001	627,032,812	560,417,189
受取一般寄付金	42,882,043	50,204,943	△ 7,322,900
物品現物寄付	396,000	103,248	292,752
雑収益	2,269,362	1,261,994	1,007,368
受取利息	5,135	6,312	△ 1,177
為替差益	1,788	0	1,788
雑収益	2,262,439	1,255,682	1,006,757
その他指定正味財産からの振替額	343,962,535	244,617,983	99,344,552
受取事業用資金振替額	190,703,558	169,701,147	21,002,411
運営資金等振替額	153,258,977	74,916,836	78,342,141
経常収益計	8,101,793,179	9,517,788,919	△ 1,415,995,740
(2) 経常費用			
事業費	7,809,744,180	9,002,051,691	△ 1,192,307,511
給与手当	110,777,649	96,829,344	13,948,305
臨時雇賃金	18,227,058	12,277,414	5,949,644
賞与引当金繰入額	11,313,954	5,337,818	5,976,136
法定福利費	19,713,863	16,478,969	3,234,894
通勤費	2,862,334	2,458,630	403,704
賞与手当	11,824,273	10,150,150	1,674,123
会議費	85,165	83,377	1,788
旅費交通費	10,791,381	10,053,586	737,795
通信運搬費	2,407,318	2,999,400	△ 592,082
消耗什器備品費	2,189	0	2,189
消耗品費	1,010,560	878,664	131,896
修繕費	5,638,058	7,529,333	△ 1,891,275
印刷製本費	0	1,234,937	△ 1,234,937
光熱水料費	840,750	947,167	△ 106,417
賃借料	11,923,422	13,199,732	△ 1,276,310
リース料	676,797	734,592	△ 57,795
保険料	178,160	79,050	99,110
諸謝金	5,231,903	4,602,002	629,901
租税公課	400	24,600	△ 24,200
支払助成金	7,433,718,849	8,659,994,145	△ 1,226,275,296
委託費	102,193,505	118,808,838	△ 16,615,333
支払手数料	928,068	803,935	124,133
広報費	56,174,720	29,490,949	26,683,771
諸会費	533,340	414,480	118,860
研修費	287,870	432,550	△ 144,680
システム利用料	2,394,894	1,759,309	635,585
物品現物寄付	0	4,448,720	△ 4,448,720
雑費	7,700	0	7,700
管理費	98,962,099	137,539,944	△ 38,577,845
給与手当	29,527,721	48,681,416	△ 19,153,695
臨時雇賃金	8,367,924	8,403,074	△ 35,150
賞与引当金繰入額	3,192,720	1,663,920	1,528,800
法定福利費	8,198,023	11,005,953	△ 2,807,930
通勤費	788,112	1,767,778	△ 979,666
賞与手当	3,278,091	4,834,776	△ 1,556,685
福利厚生費	334,134	412,838	△ 78,704
会議費	23,280	27,898	△ 4,618
旅費交通費	118,843	221,730	△ 102,887
通信運搬費	1,087,425	899,477	187,948
減価償却費	9,585,347	9,626,520	△ 41,173
消耗什器備品費	834,229	846,560	△ 12,331
消耗品費	300,966	241,139	59,827
修繕費	2,716,045	16,409,268	△ 13,693,223
光熱水料費	392,023	279,672	112,351
賃借料	5,254,860	3,856,860	1,398,000
リース料	245,163	177,528	67,635
保険料	11,968	18,624	△ 6,656
諸謝金	8,008,153	9,208,118	△ 1,199,965
租税公課	237,516	150,441	87,075

委託費	679,283	4,103,399	△ 3,424,116
支払手数料	11,357,734	10,584,790	772,944
諸会費	51,600	61,600	△ 10,000
研修費	478,500	114,400	364,100
システム利用料	3,857,099	3,902,105	△ 45,006
為替差損	0	23,060	△ 23,060
雑費	35,340	17,000	18,340
経常費用計	7,908,706,279	9,139,591,635	△ 1,230,885,356
評価損益等調整前当期経常増減額	193,086,900	378,197,284	△ 185,110,384
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	193,086,900	378,197,284	△ 185,110,384
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	86,220	0	86,220
経常外収益計	86,220	0	86,220
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	104,532	3	104,529
雑損失	0	2,476	△ 2,476
経常外費用計	104,532	2,479	102,053
当期経常外増減額	△ 18,312	△ 2,479	△ 15,833
当期一般正味財産増減額	193,068,588	378,194,805	△ 185,126,217
一般正味財産期首残高	961,583,669	583,388,864	378,194,805
一般正味財産期末残高	1,154,652,257	961,583,669	193,068,588
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等(指定正味財産)	4,750,108,101	6,662,360,494	△ 1,912,252,393
受取外務省供与資金	4,461,883,000	6,626,502,000	△ 2,164,619,000
受取民間助成金	288,225,101	35,858,494	252,366,607
受取寄付金(指定正味財産)	1,437,416,457	740,243,374	697,173,083
事業特定寄付金	1,437,416,457	735,794,654	701,621,803
物品現物寄付	0	4,448,720	△ 4,448,720
受取返還金	2,417,266	16,465,983	△ 14,048,717
受取返還金	2,417,266	16,465,983	△ 14,048,717
外務省供与資金返還取崩	△ 287,438	△ 640,310	352,872
その他一般正味財産増減振替額	△ 6,845,880,774	△ 7,972,313,734	1,126,432,960
当期指定正味財産増減額	△ 656,226,388	△ 553,884,193	△ 102,342,195
指定正味財産期首残高	1,512,383,566	2,066,267,759	△ 553,884,193
指定正味財産期末残高	856,157,178	1,512,383,566	△ 656,226,388
III 正味財産期末残高	2,010,809,435	2,473,967,235	△ 463,157,800

キャッシュ・フロー計算書

2023年 4月 1日から2024年 3月31日まで

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
会費収入	19,705,000	18,905,000	800,000
補助金等収入			
受取外務省供与資金収入	5,652,433,000	8,101,502,000	△ 2,449,069,000
受取民間助成金収入	288,225,101	54,941,494	233,283,607
寄付金収入			
事業特定寄付金収入	1,437,416,457	735,794,654	701,621,803
受取一般寄付金収入	42,882,043	50,204,943	△ 7,322,900
返還金収入	50,354,068	102,511,989	△ 52,157,921
雑収入	2,267,574	2,619,589	△ 352,015
事業活動収入計	7,493,283,243	9,066,479,669	△ 1,573,196,426
2. 事業活動支出			
事業費支出	△ 7,782,205,693	△ 9,001,816,934	1,219,611,241
管理費支出	△ 97,622,321	△ 125,240,300	27,617,979
その他の事業活動支出	△ 69,119,295	△ 245,900,042	176,780,747
事業活動支出計	△ 7,948,947,309	△ 9,372,957,276	1,424,009,967
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 455,664,066	△ 306,477,607	△ 149,186,459
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
固定資産売却収入	190,000	0	190,000
投資活動収入計	190,000	0	190,000
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出	△ 14,195,600	△ 11,491,150	△ 2,704,450
投資活動支出計	△ 14,195,600	△ 11,491,150	△ 2,704,450
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,005,600	△ 11,491,150	△ 2,514,450
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	1,788	14,771	△ 12,983
V 現金及び現金同等物の増減額	△ 469,667,878	△ 317,953,986	△ 151,713,892
VI 現金及び現金同等物の期首残高	2,622,121,028	2,940,075,014	△ 317,953,986
VII 現金及び現金同等物の期末残高	2,152,453,150	2,622,121,028	△ 469,667,878

財務諸表に対する注記

1. 財務諸表等の作成の基礎
財務諸表等は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成している。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

法人税法の規定に基づく定率法による。

平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法による。

②無形固定資産

法人税法の規定に基づく定額法による。

(2) 引当金の計上基準

①貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②賞与引当金・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について著少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

3. 会計方針の変更

該当事項はない。

4. 表示方法の変更

該当事項はない。

5. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)				
科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
外務省供与資金	1,071,735,527	5,734,502,943	6,767,558,567	38,679,903
事業特定寄付金	537,788,060	1,640,832,182	1,521,765,005	656,855,237
事業用資金	96,513,775	423,325,507	216,228,104	303,611,178
緊急災害支援金	86,851,925	54,804,774	44,153,537	97,503,162
合 計	1,792,889,287	7,853,465,406	8,549,705,213	1,096,649,480

6. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)				
科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産から の充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
外務省供与資金	38,679,903	0	0	(38,679,903)
事業特定寄付金	656,855,237	(557,166,925)	(17,068,554)	(82,619,758)
事業用資金	303,611,178	(298,990,253)	(398,078)	(4,222,845)
緊急災害支援金	97,503,162	0	(97,503,162)	0
合 計	1,096,649,480	(856,157,178)	(114,969,795)	(125,522,507)

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)			
科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物付属設備	5,693,080	2,307,949	3,385,131
什器備品	36,828,093	18,264,403	18,663,690
ソフトウェア	22,527,000	22,527,000	0
合 計	65,048,173	43,099,352	22,048,821

8. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)							
補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末残高のうち、 指定正味財産(事業用資 金)への振替額	貸借対照表上の記載区分
外務省供与資金	外務省	1,042,431,656	4,461,883,000	5,381,200,100	123,114,556	84,407,086	指定正味財産 流動負債
外務省供与資金	外務省	58,269,480	1,190,550,000	1,248,819,480	0	0	一般正味財産 流動負債
受取休眠預金等活用事業助成金	JAMPIA	39,868,645	288,225,101	142,925,953	(85,167,793)	(82,468,612)	指定正味財産 流動負債
合計		1,140,569,781	5,940,658,101	6,772,945,533	308,282,349	266,875,688	

9. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)	
内 容	金額
経常収益への振替額	
受取外務省供与資金振替額	5,314,468,238
受取事業特定寄付金振替額	1,187,450,001
受取事業用資金振替額	180,703,568
通常資金等振替額	152,258,977
合計	6,845,880,774

10. キャッシュ・フロー計算書関係

- (1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている金額との関係は以下のとおりである。

(単位：円)		
内 容	前期末	当期末
現金預金勘定	829,231,741	1,055,803,670
特定資産勘定	1,792,889,287	1,096,649,480
現金及び現金同等物	2,622,121,028	2,152,453,150

(2) 重要な非資金取引

現物により寄付を受け入れた金額が、396,000円ある。

11. その他

指定正味財産に計上している事業用資金298,990,253円は、当団体が評価・モニタリング等を行う支援事業用の資金として管理するために寄付者の同意により附された制約の範囲内で外務省供与資金と事業特定寄付金から振り替えた資金と、民間助成金から振り替えた資金である。振り替えられている資金の内訳は外務省供与資金84,407,086円、事業特定寄付金32,114,555円、民間助成金182,468,612円である。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

特定資産については、財務諸表に対する注記5及び6に記載をしているため、内容の記載を省略している。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	7,001,738	14,506,674	7,001,738	0	14,506,674

財 産 目 録

第23期

2024年3月31日 現在

特定非営利活動法人
ジャパン・プラットフォーム



財産目録
2024年3月31日現在

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	(単位: 円)
(流動資産)	現金	平元保管		1,194,384
	普通預金	普通預金		1,054,609,288
		三井住友銀行 麹町支店	運営資金	634,575
		三菱UFJ銀行 本店	運営資金	190,615,601
		七十七銀行 日本橋支店	運営資金: 東北事務所出納	249,476
		三菱UFJ銀行 本店	運営資金: 政府拠出金	640,992,329
		三菱UFJ銀行 本店	運営資金: 企業・団体・個人拠出金	1,474,034
		三菱UFJ銀行 本店	運営資金: 事務局強化資金	192,960,636
		三菱UFJ銀行 本店	寄付・金費受入口座	50,000
		ゆうちょ銀行 東京事務センター	寄付金受入口	11,018,887
		三菱UFJ信託銀行 本店	一般寄付金受入口	111,220
		三菱UFJ銀行 本店	一般寄付金受入口	25,632
		三菱UFJ銀行 本店	事務局強化資金	16,476,896
	未収金費		未収正会員会費及び賛助会員会費	110,000
	未収金	特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン	請求済返還金	1,966,364
		特定非営利活動法人リーテオルタナティブス	請求済返還金	264,121
		特定非営利活動法人アドラ・ジャパン	請求済返還金	81,918
				221,486
		特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン	請求済返還金	678,406
		麹町税務署	源泉所得税年末調整	720,433
	貯蔵品			150,850
	切手@1		在庫	150
	切手@5		在庫	500
	切手@10		在庫	1,500
	切手@84		在庫	16,800
	切手@94		在庫	37,600
	切手@100		在庫	20,000
	切手@120		在庫	12,000
	切手@140		在庫	14,000
	切手@210		在庫	21,000
	切手@290		在庫	14,500
	切手@320		在庫	16,000
	収入印紙@200		在庫	200
	収入印紙@400		在庫	3,600
	収入印紙@1000		在庫	2,000
	立替金			14,000
	社宅	職員1名	社宅家賃(東京)居住者負担分	14,000
	前払費用			8,604,646
		東京労働局	雇用保険精算2023振替額	3,065,557
		安田不動産株式会社	事務局賃料ほか(引落): 麹町@安田ビル4F 2024/04	1,271,336
		インターナショナルエスオーエスジャパン株式会社	ISO5メンバーシップフィー: コンプリヘンシブ・アクセスメンバーシップ 2024 04/01~12/31	1,029,145
		富士フィルムビジネスソリューション株式会社	楽楽精算PCA更新ライセンス (50ユーザー) 2024/04/01~2025/01/31等	717,345
		株式会社SmartHR	人事労務システム2022年度利用料 2024/04/01~2024/10/31	472,344
		株式会社セールスフォース・ジャパン	Salesforce 年間利用料 2024/04/01~2024/10/21	344,325
		日本マイクロソフト株式会社	MicrosoftOffice365 E3利用 年間サブスク 年間利用料 2024/04/01~2024/9/11	212,931
		日本マイクロソフト株式会社	MicrosoftOffice365 EMS3 利用年間サブスク2024/04/01~2025/01/17	173,764
		ウチダスペクトラム株式会社	Creative Cloud for teams complete Renewal 1 User Level 2 10 - 49 2023/4/1-23/11/15	278,725
		Sansan株式会社	Sansanライセン利用料 (年額) 2024/03/31~2025/01/31	193,131
		株式会社ベスト・ブラクティス	SVFクラウド 12か月 (NP0特価) 2024/04/01~2024/10/23	111,443
		ステラグループ株式会社	ESET年間更新費 2024/04/01~2025/09/02	108,524
		Zoom Video Communications Inc	Zoom年間サブスクリプション利用料2024/04/01~2025/03/25等	140,042
		その他	17件	486,034
流動資産合計				1,066,658,530
(固定資産)	特定資産			
	外務省供与資金	普通預金		38,679,903
		三菱UFJ銀行 本店	外務省2013年度政府支援金(返還金)	5,000
		三菱UFJ銀行 本店	外務省2019年度政府支援金(返還金)	2,307,716
		三菱UFJ銀行 本店	外務省2020年度政府支援金(返還金)	10,804,678
		三菱UFJ銀行 本店	外務省2020年度補正政府支援金(返還金)	12,781,028
		三菱UFJ銀行 本店	外務省2021年度政府支援金(返還金)	12,715,394
		三菱UFJ銀行 本店	外務省2021年度補正政府支援金(返還金)	66,087
	事業特定寄付金	普通預金		668,866,237
		三菱UFJ銀行 本店	東日本大震災被災者支援(福島支援)	118,921,686
		三菱UFJ銀行 本店	アフガニスタン人道危機対応支援2019	10,517,345
		三菱UFJ銀行 本店	イエメン人道危機対応支援2019	1,014,469
		三菱UFJ銀行 本店	南スーダン難民緊急支援2019	4,036,779
		三菱UFJ銀行 本店	イラク・シリア人道危機対応支援2019	7,435,940
		三菱UFJ銀行 本店	ミャンマー避難民人道支援2019	464,313
		三菱UFJ銀行 本店	新型コロナウイルス対策緊急支援	7,032
		三菱UFJ銀行 本店	ミャンマー人道危機(2021)プログラム	6,951,387
		三菱UFJ銀行 本店	ウクライナ人道危機対応支援	3,814,890
		三菱UFJ銀行 本店	ミャンマー人道危機(2021)プログラム(別管理口座)	1,455,221
		三菱UFJ銀行 本店	パキスタン水害被災者支援2022	7,457,873
		三菱UFJ銀行 本店	トルコ南東部地震被災者支援2022	1,522,844
		三菱UFJ銀行 本店	パキスタン水害被災者支援2022	47
		三菱UFJ銀行 本店	2023年7月豪雨被災者支援	25,089

事業用資金	三菱UFJ銀行 本店	三井住友銀行 本店	ハワイ・マウイ島大規模火災緊急支援	52,707,430	
	三菱UFJ銀行 本店	三井住友銀行 本店	モロッコ中部地震被災者支援2023	320,102	
	三菱UFJ銀行 本店	三井住友銀行 本店	パレスチナ・ガザ人道支援	4,846,460	
	三菱UFJ銀行 本店	三井住友銀行 本店	令和6年能登半島地震被災者支援	432,199,633	
	三菱UFJ銀行 本店	三井住友銀行 本店	令和6年能登半島地震被災者支援(別管理口座)	3,156,697	
	普通預金			303,611,178	
	三菱UFJ銀行 本店		休眠預金等活用事業2020防災減災	10,428,893	
	三菱UFJ銀行 本店		休眠預金等活用事業2023災害対応	38,322,516	
	三菱UFJ銀行 本店		休眠預金等活用事業2021復興食料支援	19,840,084	
	三菱UFJ銀行 本店		休眠預金等活用事業2021緊急支援	66,215,843	
	三菱UFJ銀行 本店		休眠預金等活用事業2023防災減災	50,758,536	
	三菱UFJ銀行 本店		パレスチナ・ガザ人道支援モニタリング事業②	14,112	
	三菱UFJ銀行 本店		イラク・シリア人道危機対応支援プログラム個別事業評価2021	53,569	
	三菱UFJ銀行 本店		南スーダン難民緊急支援プログラム個別事業評価事業	172,000	
	三菱UFJ銀行 本店		ミャンマー避難民人道支援対応モニタリング評価事業2021	178,500	
	三菱UFJ銀行 本店		イエメン人道危機対応支援評価事業2021	1,023,253	
	三菱UFJ銀行 本店		アフガニスタン人道危機対応評価事業2021	285,000	
	三菱UFJ銀行 本店		プログラム評価と知見のまとめ、および県域中間支援団体の体制強化事業	763,036	
	三菱UFJ銀行 本店		令和元年台風被災者支援資金助成及び併走・モニタリング事業	1,492,765	
	緊急災害支援金	三菱UFJ銀行 本店		新型コロナウイルス対策緊急支援資金助成及び併走・モニタリング事業	872,353
三菱UFJ銀行 本店			イエメン人道危機対応支援評価事業2022	892,954	
三菱UFJ銀行 本店			イラク・シリア人道危機対応プログラム個別事業評価2022	12,385,085	
三菱UFJ銀行 本店			パレスチナ・ガザ人道危機支援終了レビュー2022	267,761	
三菱UFJ銀行 本店			アフガニスタン人道危機対応評価事業2022	2,781,007	
三菱UFJ銀行 本店			南スーダン難民緊急支援対応プログラム2022	1,402,197	
三菱UFJ銀行 本店			ウクライナ危機に対する調査および事業モニタリング	5,185,719	
三菱UFJ銀行 本店			食糧支援テーマ評価	1,184,348	
三菱UFJ銀行 本店			ウクライナ人道危機対応個別評価2022	12,119,063	
三菱UFJ銀行 本店			食糧危機対応モニタリング評価事業	18,989,195	
三菱UFJ銀行 本店			アフガニスタン人道危機対応評価事業2023	6,000,000	
三菱UFJ銀行 本店			イラク・シリア人道危機対応プログラム個別事業評価2023	12,000,000	
三菱UFJ銀行 本店			ウクライナ人道危機対応プログラム個別事業評価2023	20,000,000	
三菱UFJ銀行 本店			ミャンマー人道危機対応プログラム個別事業評価2023	5,000,000	
三菱UFJ銀行 本店			イエメン人道危機対応支援評価事業2023	3,000,000	
三菱UFJ銀行 本店			令和元年台風被災者支援(台風15号、台風19号)プログラム評価事業	1,311,070	
三菱UFJ銀行 本店			新型コロナウイルス対策緊急支援プログラム評価事業	420,000	
三菱UFJ銀行 本店			福島における地元主体の支援活動体制構築(2年度目)	10,262,299	
緊急災害支援基金		普通預金			97,503,162
		三菱UFJ銀行 本店		緊急災害支援基金受入口	88,434,906
	三井住友銀行 徳町支店		緊急災害支援基金(海外)受入口	9,068,256	
建物付属設備	事務所造作費用一式		事務局運営	3,385,131	
	什器備品		事務局運営	18,663,690	
	敷金		東北事務所、社宅(仙台・福島・東京)	363,000	
	保証金		本部事務所保証金、東北事務所保証金	5,913,600	
固定資産合計				1,124,974,901	
資産合計				2,191,633,431	
(流動負債)	未払金		事業費:助成活動	121,944,375	
			事業費:休眠預金等活用事業	83,022,758	
			事業費:支援活動	2,240,273	
			事業費:連携調整	1,438,251	
			管理費	26,120,724	
				9,122,369	
	前受金		2024年度賛助会員会費	100,000	
				100,000	
	預り金	職員/取引先	源泉所得税	3,864,993	
		職員	住民税	678,596	
		職員	社会保険料	386,000	
		取引先	加盟団体寄付預り分	2,750,397	
				50,000	
	預り返還金			40,407,964	
			外務省2019年度政府支援金(返還金)	2,307,716	
			外務省2020年度政府支援金(返還金)	10,804,678	
			外務省2020年度補正政府支援金(返還金)	12,933,061	
			外務省2021年度政府支援金(返還金)	13,697,204	
			外務省2021年度補正政府支援金(返還金)	66,087	
			外務省2022年度政府支援金(返還金)	112,088	
		外務省2016年度政府支援金(固定資産売却に伴う返還金)	5,000		
		休眠預金等活用事業	482,120		
賞与引当金				14,506,674	
				14,506,674	
流動負債合計				180,823,996	
負債合計				180,823,996	
正味財産				2,010,809,435	
負債及び正味財産合計				2,191,633,431	

財産目録に対する注記

1. 財産目録の作成の基礎

財産目録は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成している。

完了証明書

エンベロープID: [redacted]

ステータス: 完了

件名: 管理番号 [redacted] 【5月17日報告書日】 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム 監査報告書(財務諸表等、財産目録)

エンベロープ種類:

会社コード:

入社予定日:

入社担当区分:

ソースエンベロープ:

文書ページ数: 13

署名: 0

証明書ページ数: 3

イニシャル: 0

自動ナビゲーション: 有効

エンベロープIDスタンプ: 無効

エンベロープ差出人:

タイムゾーン: (UTC+09:00) 大阪、札幌、東京

[redacted]

レコードの追跡

ステータス: オリジナル

保持者: [redacted]

場所: DocuSign

2024/04/30 18:14:36

署名者イベント

[redacted]

署名

完了

タイムスタンプ

送信: 2024/05/16 6:45:22

表示: 2024/05/16 9:43:33

署名: 2024/05/16 9:44:11

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)

使用IPアドレス: [redacted]

電子記録および電子署名の開示条件:
DocuSignで設定されていません

同席署名者イベント

編集者配信イベント

[redacted]

署名

ステータス

アドレス指定および表示済み

タイムスタンプ

送信: 2024/04/30 18:17:33

表示: 2024/05/15 8:41:28

完了: 2024/05/16 6:45:20

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)

使用IPアドレス: [redacted]

電子記録および電子署名の開示条件:
DocuSignで設定されていません

[redacted]

アドレス指定および表示済み

送信: 2024/05/16 9:44:15

表示: 2024/05/16 11:22:14

完了: 2024/05/16 11:39:24

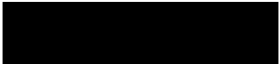
署名グループ: AR_発行チェック① (東京)

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)

使用IPアドレス: [redacted]

電子記録および電子署名の開示条件:
DocuSignで設定されていません

編集者配信イベント



署名グループ: AR_発行チェック@ (東京)
セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)

電子記録および電子署名の開示条件:
DocuSignで設定されていません

ステータス

アドレス指定および表示済み

使用IPアドレス: [Redacted]

タイムスタンプ

送信: 2024/05/16 11:39:25
表示: 2024/05/16 13:05:05
完了: 2024/05/16 13:07:52

代理人配信イベント

ステータス

タイムスタンプ

仲介者配信イベント

ステータス

タイムスタンプ

証明書付き配信イベント

ステータス

タイムスタンプ



表示

送信: 2024/05/17 12:00:09
表示: 2024/05/17 16:56:11

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)

使用IPアドレス: [Redacted]

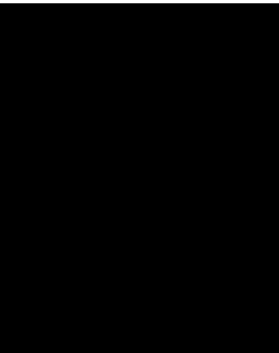
認証の詳細

本人確認の詳細:

ワークフローID: [Redacted]
ワークフロー名: Phone Authentication
ワークフローの説明: Recipient will need to authenticate with their phone number via SMS or a phone call
固有なトランザクションID: [Redacted]
結果: 電話検証の成功
選択した方法: 電話
電話番号: 03-6261-4750
実行: 2024/05/17 16:56:03

電子記録および電子署名の開示条件:
DocuSignで設定されていません

カーボンコピーイベント



ステータス

コピー済み

タイムスタンプ

送信: 2024/04/30 18:17:30

署名グループ: AR_タイプ (東京)
セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)
電子記録および電子署名の開示条件:
DocuSignで設定されていません

コピー済み

送信: 2024/04/30 18:17:33

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)

電子記録および電子署名の開示条件:
DocuSignで設定されていません

カーボンコピーイベント	ステータス	タイムスタンプ
	コピー済み	送信: 2024/05/17 12:00:08

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)
電子記録および電子署名の開示条件:
DocuSignで設定されていません

立会人イベント	署名	タイムスタンプ
---------	----	---------

公証人イベント	署名	タイムスタンプ
---------	----	---------

エンベロープ概要イベント	ステータス	タイムスタンプ
エンベロープの送信	ハッシュ/暗号化済み	2024/04/30 18:17:32
エンベロープの更新	セキュリティ確認済み	2024/05/16 6:45:21
エンベロープの更新	セキュリティ確認済み	2024/05/16 6:45:21
エンベロープの更新	セキュリティ確認済み	2024/05/16 6:45:21
エンベロープの更新	セキュリティ確認済み	2024/05/16 6:45:21
エンベロープの更新	セキュリティ確認済み	2024/05/16 6:45:21
証明書付き配信	セキュリティ確認済み	2024/05/17 16:56:11
署名の完了	セキュリティ確認済み	2024/05/16 13:07:52
完了	セキュリティ確認済み	2024/05/17 16:56:11

支払いイベント	ステータス	タイムスタンプ
---------	-------	---------

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			☒
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）			
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類			
ヘ 助成の実績を記載した書類			

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同意
		☒ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
-----	------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日 ～ 月 日	設立年月日	年 月 日

- （注意事項）
- 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
 - 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要です）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			☒
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有	☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有	☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有	☒ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有	☒ 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい	☒ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい	☒ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい	☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要		
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい	☒ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人		
イ	暴力団	はい	☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい	☒ いいえ